

金融経済教育推進機構の
保有する個人情報の開示方法及び開示手数料に関する規程

〔 令和六年六月二十八日
規 程 第 三 十 五 号 〕
〔 改定 令和七年一月十六日
規 程 第 一 号 〕

(目的)

第一条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第八十七条及び第八十九条の規定に基づき、金融経済教育推進機構（以下「機構」という。）における保有個人情報の開示の実施の方法、開示請求に係る手数料を定めることを目的とする。

(文書又は図画の開示の方法)

第二条 文書又は図画は、閲覧又は写しの交付により開示することとする。ただし、法第八十七条第一項のただし書の規定が適用される場合にあっては、当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番（以下「A三判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものを閲覧させることとする。

(文書又は図画の写しの交付の方法)

第三条 文書又は図画の法第八十七条第一項の規定による写しの交付の方法は、次に定める方法（第二号に掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）とする。

- 一 当該文書又は図画を複写機によりA三判以下の大きさの用紙に複写したものの交付
 - 二 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格XO六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条第三号において同じ。）に複写したものの交付
- 2 開示に当たっては、保有個人情報の開示を受ける者が求める開示の実施の方法により開示を行うものとする。ただし、正当な理由がある場合にはこの限りではない。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第四条 電磁的記録について、法第八十七条第一項に基づき機構が定める方法は、それぞれ次の各号に定める方法とする。

- 一 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- 二 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

三 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

- 2 開示に当たっては、保有個人情報の開示を受ける者が求める開示の実施の方法により開示を行うものとする。ただし、正当な理由がある場合にはこの限りではない。

(手数料の額)

第五条 法第八十九条第一項に規定する手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている法人文書一件につき三百円とする。

(手数料の納付等)

第六条 手数料は、機構が指定した銀行口座への振込みにより機構に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する方法により、手数料を納付する場合には、開示請求を行う際に、手数料を振り込んだことを証明する書類を併せて提出するものとする。
- 3 第一項に規定する手数料を納付するに当たり必要な振込手数料等の経費は、開示請求をする者の負担とする。
- 4 保有個人情報の開示を受ける者は、郵送料を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において当該送付料は、次の各号に掲げるいずれかの方法により納付するものとする。
- 一 機構が指定した銀行口座への振込みによる納付
 - 二 郵便切手を郵送することによる納付
 - 三 料金受取人払いの郵便又は宅配便等

(出納員)

第七条 理事長は、前条に定める手数料の出納を行うため、金融経済教育推進機構会計規程（令和六年規程第四号。以下「会計規程」という。）第六条第四項の規定に基づき、個人情報保護窓口事務に従事する職員のうちから出納員を指名するものとする。

(収納等)

第八条 出納員は、出納責任者及び予算管理責任者の指示に基づき、開示請求者から手数料を収納しなければならない。

2 出納員は、開示請求者から手数料を収納したときは、会計規程に基づき処理するものとする。

(複数の法人文書に記録されている保有個人情報の請求に対する取扱い)

第九条 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、第二条の規定の適用に当たっては、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなす。

- 一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存をするためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書

(保存期間が一年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが
適当であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文
書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

(過誤納等の手続)

第十条 個人情報保護窓口における納付において不足が生じた場合は、個人情報保護窓口において、開示請求者等に連絡をとり、所要の手数料の不足額を追納する等の手続きを求めるものとする。

- 2 個人情報保護窓口における納付において過納が生じた場合は、個人情報保護窓口において、開示請求者等に連絡をとり、過納額については、還付請求をするよう求めるものとする。
- 3 正当な手続きにより納付された手数料については、原則として返還しないものとする。
- 4 保有個人情報の開示の実施の方法として当該保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めるため、当該送付を行うために必要な額よりも少ない額の郵便切手が送付されてきた場合は、保有個人情報の開示を受ける者に連絡し、その不足分を追加で送付するよう求めるものとする。
- 5 保有個人情報の開示の実施の方法として当該保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めるため、当該送付を行うために必要な額よりも多い額の郵便切手が送付されてきた場合は、送付されてきた切手が複数枚で、かつ当該写しを送付するために必要となる郵送料と同額に分離できる場合は分離して、余分は法人文書の写しを送付する際に返却することとし、分離が不可能である場合はそのまま使用する。

(開示請求に係る手数料の免除)

第十一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する法第八十九条第五項の規定に基づき、特定個人情報に係る開示請求をする者が、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を免除するものとする。

- 2 前項の規定による手数料の免除に当たっては、法第七十七条第一項の規定による書面の受付の際に、併せて、開示請求に係る手数料の免除申請書(別紙様式第一)及び添付書類(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面)の提出を求めるものとする。
- 3 第一項の規定による手数料の免除を行う場合には、開示請求者に対し、開示請求に係る手数料の免除決定通知書(別紙様式第二)によりその旨を通知するものとする。
- 4 第一項の規定による手数料の免除を行わない場合には、開示請求者に対し、開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書(別紙様式第三)によりその旨を通知するものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和六年七月一日から施行し、同日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和七年一月十六日から施行し、同日から適用する。

開示請求に係る手数料の免除申請書

令和 年 月 日

金融経済教育推進機構 理事長 殿

氏名
住所又は居所
連絡先電話番号

金融経済教育推進機構保有する個人情報の開示方法、開示手数料に関する規程第十一条第一項による開示請求に係る手数料の免除を受けるため、下記のとおり申請します。

記

1 開示を請求する保有個人情報

2 免除を求める理由

①生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項第 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。

②その他

（注）①又は②のいずれかに○印を付してください。

①に○を付した場合は、生活保護法第十一条第一項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

金教第 号
令和 年 月 日

開示請求に係る手数料の免除決定通知書

（開示請求者） 様

金融経済教育推進機構
理事長

令和 年 月 日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請について、金融経済教育推進機構保有する個人情報の開示方法、開示手数料に関する規程第十一条第一項に基づき、下記のとおり、免除することとしましたので通知します。

記

対象となる保有個人情報の名称

金教第 号
令和 年 月 日

開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書

（開示請求者） 様

金融経済教育推進機構
理事長

令和 年 月 日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請については、金融経済教育推進機構保有する個人情報の開示方法、開示手数料に関する規程第十一条第一項に規定する免除理由に該当しませんので通知します。

記

- 1 対象となる保有個人情報の名称
- 2 免除が認められない理由等

（注）

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内に、金融経済教育推進機構に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して一年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）の規定により、この決定があったことを知った日から六か月以内に、金融経済教育推進機構を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から六か月以内であっても、決定の日から一年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。